

## 公益社団法人東松山市シルバー人材センターゴールド会員設置規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東松山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員が、高齢等の理由により就業を望まないがセンターの会員としてとどまることを可能とすることにより、地域社会参加や厚生事業を通じて健康の維持を図り、もって生きがいの充実及び福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「ゴールド会員」とは、高齢等の理由により就業を望まないがセンターの会員としてとどまる者をいう。

- 2 ゴールド会員は定款第5条に定める特別会員の一員とする。
- 3 理事長は、理事会の承認後、ゴールド会員に対してゴールド会員証を交付する。

### (資格条件)

第3条 ゴールド会員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) センターの正会員として5年以上在籍した者
  - (2) 就業を希望しないがセンターの会員としてとどまることを希望する者
- 2 会員番号は入会登録時に付与された番号を使用する。

### (移行手続き)

第4条 ゴールド会員へ移行を希望する者は会員移行申込書（様式第1号）を2月末日までに提出し、理事会の承認を得るものとする。

- 2 正会員への移行手続きは会員移行申込書（様式第1号）を提出し、理事長の承認を得るものとする。

### (留意事項)

第5条 ゴールド会員はセンター事業で就業することはできない。

- 2 ゴールド会員は、就業以外のセンター事業に参加する権利を有する。
- 3 ゴールド会員の活動については、ボランティア保険を適用するものとする。

### (会費)

第6条 ゴールド会員の会費は「会費規程」に定める特別会員の額の2分の1とし、支払方法等は会費規程に準ずる。

- 2 年度途中でゴールド会員から正会員へ移行する場合は、不足分の会費を納入するものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 会 員 移 行 申 込 書

公益社団法人東松山市シルバー人材センター  
理事長 殿

会員番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、ゴールド会員制度について十分に理解し、 \_\_\_\_\_ 年 月 日をもって  
下記会員に移行したく、申込みいたします。

### 【会員区分】

変更前 (現在の区分)	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> ゴールド会員 (特別会員)
変更後 (希望する区分)	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> ゴールド会員 (特別会員)

※該当する箇所にそれぞれ「」をしてください。

### 【留意事項】 一般会員とゴールド会員の違い

	就 業	総会、講習会 その他の行事	地域班活動	親 睦 会
一般会員	○	○	○	○
ゴールド会員 (特別会員)	×	○	○	○

※就業ができない以外は、一般会員と同様です。